

○本庄市空家等対策協議会規則

令和2年2月14日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、本庄市空家等対策協議会条例(令和2年本庄市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、本庄市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の可否等)

第2条 協議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

2 会長は、会議を非公開としたときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の開催の事前公表)

第3条 協議会は、会議が開催される日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴人の定員及び傍聴の手続
- (5) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

2 傍聴人は、傍聴している間、会議に配布された資料等を閲覧することができる。

(会議録等の公表)

第5条 協議会は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(部会の所掌事務)

第6条 部会は、次に掲げる事項について調査及び審議するものとする。

(1) 条例第2条に掲げること。

(2) その他協議会が空家等に関する対策の推進に関し必要と認めること。

(部会の組織)

第7条 部会は、協議会の会長が指名する協議会の委員(以下「部会員」という。)をもって組織する。

2 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会長は副会長をもって充て、副部会長は、部会員のうちから部会長が指名する者をもって充てる。

3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第8条 部会の会議は部会長が招集し、その議長となる。ただし、部会設置後最初の会議は、協議会の会長が招集する。

2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 第2条から第5条までの規定は、部会について準用する。

(会議結果の報告)

第9条 部会長は、会議の結果を協議会に報告しなければならない。

2 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。